

●目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減等につながる経済的支援を一体的に実施していきます。

事業の内容

○伴走型相談支援

面談の時期	面談実施者
①妊娠届出時 ②妊娠8か月前後（希望者） ③赤ちゃん全戸訪問時	保健師、助産師等

○経済的支援（出産・子育て応援ギフト）

支給内容	支給要件・条件
出産応援ギフト（現金5万円）	妊娠届出時の面談、アンケート回答
子育て応援ギフト（現金5万円）	①妊娠8か月頃アンケートの回答 ②赤ちゃん全戸訪問時の面談、アンケート回答

○遡及適応者への支給※対象者には個別通知します。

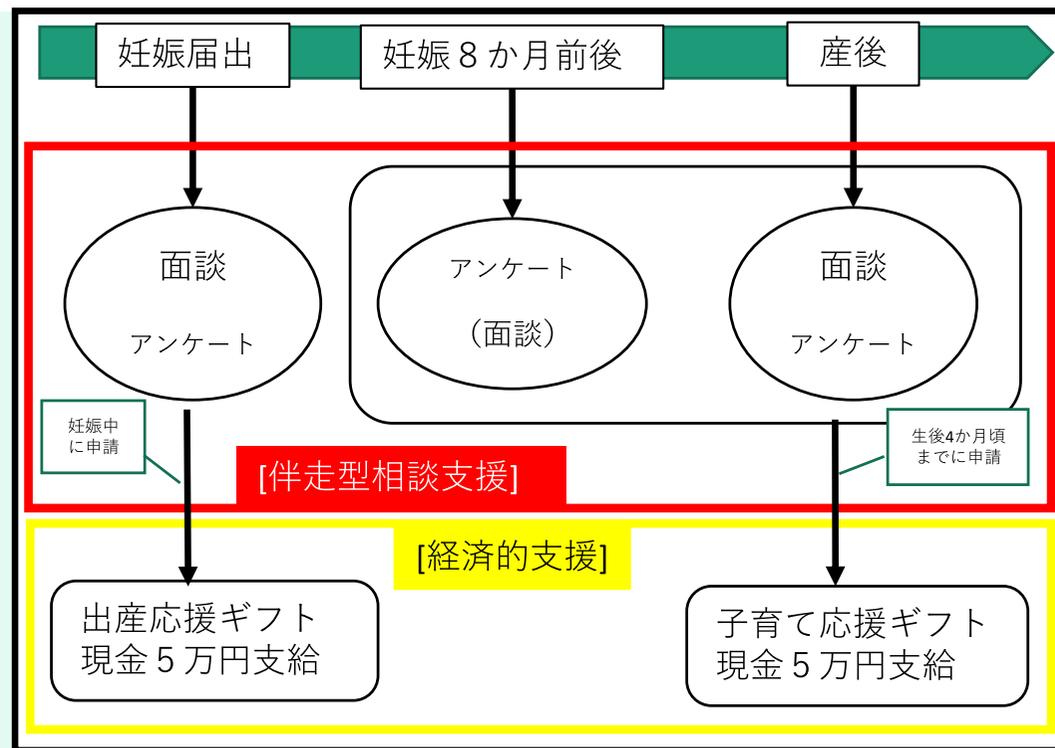
ア. 令和4年4月1日～12月31日に出生したお子さまを養育する方

→手続き完了後に現金10万円一括支給

イ. 令和4年4月1日～12月31日の間に妊娠届出をされた方（アの方を除く）

→手続き完了後に出産応援ギフトの現金5万円を支給

事業イメージ



お問い合わせ

子ども未来課（健康管理センター）

電話：0770-52-2222